

会議結果のお知らせ

会議の名称	平成27年1月26日 定例庁議		
開催日時	平成27年1月26日（月）9時9分～9時27分		
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室		
出席者	富岡市長、田中副市長、三好教育長、重岡危機管理監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、三田福祉部長、薮塚健康づくり部長、柳原都市建設部長、細沼会計管理者、田中水道部長、内田議会事務局長、谷井学校教育部長、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長 （担当課1） 村山財産管理課長、宇野同課主幹兼課長補佐、木田同課財産管理係長 （担当課2） 堤田長寿はつらつ課長、二河同課専門員兼高齢者支援係長、藤原同課介護保険係長 （担当課3） 塩野都市建設部次長兼まちづくり推進課長、中村同課長補佐、丸山同課都市計画係長、 （事務局） 神田市長公室次長兼政策企画課長、佐藤同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係芦原主任、稲葉秘書課長		
議題	1 朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会条例（案） 2 朝霞市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案） 3 朝霞市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（案） 4 朝霞市景観条例（案）		
公開・非公開	非公開	傍聴者	—

【審議概要】

1 朝霞市公共施設等総合管理計画検討委員会条例（案）について

- ・担当課から説明
- ・質疑応答

[結果]

- ・原案のとおり決定する。

2 朝霞市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）について

- ・担当課から説明
- ・質疑応答

[結果]

- ・原案のとおり決定する。

3 朝霞市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（案）について

- ・担当課から説明
- ・質疑応答

[結果]

- ・原案のとおり決定する。

4 朝霞市景観条例（案）について

- ・担当課から説明
- ・質疑応答

[結果]

- ・原案のとおり決定する。

問い合わせ先
（事務局）

朝霞市政策企画課政策企画係 担当者 佐藤、芦原
電話番号 048-463-1111（内線：2315）
eメール seisaku_kikaku@city.asaka.saitama.jp